

最終処分場の浸出水処理後の水質測定

令和6年度

測定項目 (単位)	基準値 ¹⁾													
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03 以下												
シアン化合物	(mg/L)	1 以下												
有機燐化合物	(mg/L)	1 以下												
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下												
六価クロム化合物	(mg/L)	0.5 以下												
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下												
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005 以下												
アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出												
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(mg/L)	0.003 以下												
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1 以下												
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1 以下												
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2 以下												
四塩化炭素	(mg/L)	0.02 以下												
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04 以下												
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1.0 以下												
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4 以下												
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3 以下												
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06 以下												
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02 以下												
チウラム	(mg/L)	0.06 以下												
シマジン	(mg/L)	0.03 以下												
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2 以下												
ベンゼン	(mg/L)	0.1 以下												
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下												
ほう素及びその化合物	(mg/L)	230 以下												
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	15 以下												
1,4ジオキサン	(mg/L)	0.5 以下												
フェノール類	(mg/L)	5 以下												
銅及びその化合物	(mg/L)	3 以下												
亜鉛及びその化合物	(mg/L)	2 以下												
鉄及びその化合物(溶解性)	(mg/L)	10 以下												
マンガン及びその化合物(溶解性)	(mg/L)	10 以下												
クロム及びその化合物	(mg/L)	2 以下												
ダイオキシン類 ²⁾	(pg-TEQ/L)	10 以下												
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	(mg/L)	380 未満												
水素イオン濃度 (pH)		5を超え9未満												
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/L)	600 未満												
浮遊物質 (SS)	(mg/L)	600 未満												
ノルマルヘキサン抽出物質、鉱油類含有量	(mg/L)	5 以下												
ノルマルヘキサン抽出物質、動植物油類含有量	(mg/L)	30 以下												
窒素含有量	(mg/L)	240 未満												
燐含有量	(mg/L)	32 未満												
温度	(°C)	45 未満												
よう素消費量	(mg/L)	220 未満												
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/L)	-												
大腸菌	(個/cm ³)	-												

1) 基準値は「下水道排除基準」の値である。

2) 毒性当量は定量下限値未満を0として算出。(「日本工業規格 K0312」に準じた算出値)